

## 不審電話に関する事例

滋賀県内において、草津市の被保険者（女性、78歳）宅に厚生労働省社会福祉課（実在しない）の「ヤマモト」と名乗る者から、「今年の10月か11月頃に青い封筒を送ったが、現在受け取ったかどうか電話で確認している。高額療養費の法律改正で、銀行の振込で受け取れるようになった。」との電話があり、「通知は受け取っていない。高額療養費は、市役所で手続きをしている。」と回答したところ、「それとは別のもの。」との返事があり、「友人に確認してみる。」と伝えたところ、相手から電話を切った。

不審に思い、市役所に電話したことにより、当該事案が全くの虚偽の内容であることが判明した。

**不審な電話等があった場合、広域連合、市町村後期高齢者医療担当または最寄りの警察へ御相談ください。**

問い合わせ先：宮崎県後期高齢者医療広域連合

0985 - 62 - 0921（業務課）